平成２８年（フ）第２２２号
埼玉県狭山市大字北入曽800番地の15
債務者　宮本　典子（旧姓鵜木）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５６号
埼玉県所沢市緑町１丁目６番10―211号
債務者　岩成美奈子（旧姓間正）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２５８号
埼玉県川越市大字的場569番地12
債務者　岡田　義明
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７８号
埼玉県川越市旭町１丁目23番地25（コーポ秀和Ｂ棟103号室）
債務者　伊藤　和子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０７号
埼玉県鶴ヶ島市南町２―１―５―505　横田明美方、住民票上の住所埼玉県飯能市大字唐竹77番地13
債務者　横田　　隆
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９７号
岡山県倉敷市白楽町324番地12　セジュール亀山101
債務者　浦丸　康代
1　決定年月日時　平成28年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第８６０号
札幌市西区琴似２条７丁目２番16―702号
債務者　西野ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９７５号
札幌市北区新琴似１条２丁目６番12号　ハイツ渡辺101号
債務者　西谷　琴美
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１４号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目１番91―660号
債務者　岩崎　　繁
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２１号
札幌市西区発寒12条３丁目４番20―403号
債務者　殿見　英子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０２９号
札幌市北区北35条西９丁目３番16号　ロイヤルコート南麻生Ⅱ２Ｆ208号
債務者　小出　好恵
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８５号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森136番地29
債務者　佐藤　信寛
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８６号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森136番地29
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１２７号
岩手県花巻市大谷地615番地２　ハイツＡＩ105号
債務者　高橋　祐二
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４２号
福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原320番地、前住所埼玉県戸田市美女木７丁目８番地の20　（岡部方）
債務者　武藤　　一
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
福島県喜多方市字花園138番地、前住所福島県会津若松市河東町広田字東205番地５
債務者　松崎　　透
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第７０８号
さいたま市岩槻区東町１丁目９番２号　ビューラー小川103、旧住所さいたま市岩槻区東町１丁目８番27号
債務者　小田　典大
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係